

順正高等看護福祉専門学校 学科目の履修、及び単位認定方針

1 履修上の注意

卒業には、学則に規定する授業科目の履修と単位の修得を要する。

2 資格取得

一 看護学科

本科は厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成機関であるから「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、本科で規定する諸条件を満たすことによって卒業と同時に(卒業見込可)に看護師国家試験受験資格を取得することができる。

二 介護福祉学科

本科は、厚生労働大臣の指定を受けた介護福祉士養成機関であるから「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」に基づき、本科で規定する諸条件を満たすことによって卒業と同時に(卒業見込可)に介護福祉士国家試験受験資格を取得することができる。

3 授業時間

1時限 9:30～11:00 2時限 11:10～12:40 3時限 13:30～15:00
4時限 15:10～16:40 5時限 16:50～18:20

4 講義、実習、試験、授業科目の評価・単位認定

一 講義について

講義時間もしくは教室の変更および休講については、掲示により通知する。

当該講義開始時間後30分を経過しても担当教員からの連絡のない場合は自然休講として学生の解散を認める。

二 実習について

指定された時間を厳守する。

欠席・早退・遅刻に関しては、担当教員および学校に連絡し、届け出を提出する。

*詳細については実習ハンドブック・要項を参照すること。

三 講義、及び課目外活動の欠席・欠課・遅刻・早退について

(ア)欠席

欠席には「病気欠席」・「事故欠席」・「忌引」・「公欠」がある。

- ① 病気欠席とは「傷病でやむを得ない理由による欠席の場合」をいう。
- ② 事故欠席とは「上記以外でやむを得ない理由による欠席」をいう。
- ③ 忌引・公欠に関しては P27 参照すること。

(イ)欠課

- ① 欠課とは、「講義開始時間 20 分を過ぎて教室に入った場合及び講義終了後より 21 分以上前に教室から出た」場合をいう。
- ② 欠課は、授業1コマ(90 分)毎とする。

(ウ)遅刻

- ① 遅刻とは「講義開始時間 20 分以内に教室に入った場合」をいう。

(エ)早退

- ① 早退とは「講義終了時間 20 分以内に教室から出た場合」をいう。2. 届け出について

四 欠席等の届け出について

欠席・欠課・遅刻・早退においては、書面をもって届け出が必要となる。

*試験の受験資格に関する証明となる。

(ア)欠席

- ① 欠席する当日は、講義開始(9:00～9:25)までに必ず学校に電話連絡する。

電話は本人がかけてくることを原則とし、本人がかけれられない状況の場合は家族など

- ② 欠席した翌日、登校次第「欠席届」に理由など明記し事務室に提出する。
- ③ 予め欠席することがわかっている場合は、事前に担任に報告し、「欠席届」を事務室に提出しておく。

- ④ 傷病のため、欠席が 7 日以上にわたる場合、医師の診断書を添付しなければならない。(学則第5章 17 条)

(イ)欠課

- ① 欠課する可能性がある時は、必ず事前に学校(学内教員)に口頭で連絡をする。
② 入室時には必ず、事務室前のノートに記述しその後、「欠課・遅刻・早退届」に理由・入室時刻を明記し、事務室に提出する。
③ 授業終了前に欠課する場合は、必ず学内教員に申し出て「欠課・遅刻・早退届」に理由・退室時刻を明記し、事務室に提出する。
④ 予め欠課することがわかっている時は、その日より前に担任に報告し、「欠課・遅刻・早退届」を事務室に提出しておく。

(ウ)遅刻

- ① 遅刻する可能性がある時は、必ず事前に学校(学内教員)に口頭で連絡をする。
② 入室時には必ず、事務室前のノートに記述しその後、「欠課・遅刻・早退届」に理由・入室時刻を明記し、事務室に提出する。
③ 予め遅刻することがわかっている時は、その日より前に担任に報告し、「欠課・遅刻・早退届」を事務室に提出しておく。

(エ)早退

- ① 早退する可能性がある時は、必ず事前に学校(学内教員)に口頭で連絡をする。
② 授業中早退する場合は、学内教員に申し出、「欠課・遅刻・早退届」に理由・退室時刻を明記し、事務室に提出する。
③ 予め早退することがわかっている時は、その日より前に担任に報告し、「欠課・遅刻・早退届」を事務室に提出しておく。

(オ)「遅刻」及び「早退」は、同一の授業科目 3 回で欠課 1 回とみなす。

五 学科試験(終講及び定期試験・追試験・再試験)について

(ア)試験の種類と手続き

- ① 終講および定期試験
- 1) 終講試験:授業終講時に行われる試験
 - 2) 定期試験:各学期末の定められた時期に行う試験
- ② 追試験
- 1) 学校保健安全法施行規則第 18 条及び 19 条に規定する感染症による出席停止
 - 2) 受験が不可能な病気及び負傷など(医師の診断書が必要)
 - 3) 不慮の事故および災害
 - 4) 配偶者および二親等までの死亡(会葬礼状など証明できるものが必要)
 - 5) 公共交通機関の不通・遅延(証明できる書類が必要)
 - 6) 就職・進学試験
 - 7) その他やむを得ない理由と認められる場合
- 上記の理由で試験を受験できない場合は、速やかにその旨を事務室に連絡し、欠席届ならびに理由を証明する書類などを添えて別に定める時間内に、手数料(1000 円)を添えて受験を願い出た場合には追試験を受けることができる。
なお、評価は、得点の 8 割とし、評価は 79 点を限度とする。
- ③ 再試験
- 終講及び定期試験で不合格になった場合、別に定める時間内に、手数料(1000 円)を添えて受験を願い出た場合には再試験を受けることができる。
なお、合格評価点は、すべて 60 点とする。

* 手続きは別に定める時間内に必ず本人が行なわないと受験は認められない。

六 学科試験・受験上の注意

- ① 試験開始まで
- 1) 机の中を空にし、机上の落書きは消す。
 - 2) 持ち物はすべて、ロッカーまたは、教室の後ろに置く。
 - 3) 携帯電話・スマートフォンなどの電源・アラームは必ず切り、カバンの中に入れておく。(時計代わりの使用も禁止する。)
 - 4) 腕時計については、電卓、通信又はメモ等の機能のある時計の使用は認めない。
 - 5) 試験開始 5 分前にはあらかじめ指定された席に着席する。

- 6)机上に学生証、鉛筆またはシャープペン、ボールペン、消しゴムを置く。その他の物は原則置かない。ティッシュなどが必要な場合は、監督者の許可を得る。
- ② 試験問題が配布されると、私語をせず静かに待つ。
- ③ 試験中
- 1)答案用紙に学生番号、氏名を記入する。記入がない場合は、「0点」となる。
 - 2)試験中、不正行為は絶対にしないこと。不正行為の事実が明白な場合は、その期間に実施される科目は全て「0点」となる。
 - 3)試験中は、監督者の指示に従うこと。
 - 4)試験中、質問がある場合は、挙手をして監督者に伝える。
 - 5)試験中の物品貸借や下敷きの使用、私語はしない。
 - 6)遅刻は、試験開始後 30 分まで入室を認め、退室は同じく 30 分経過までとし、退出の際は各自答案を机の上に伏せて静かに退室する。なお途中退室者の再入室は、試験終了まで不可である。
 - 7)答案はいかなる場合でも提出すること。(試験場からの持ち出し禁止)
 - 8)試験を放棄する場合、答案用紙の氏名の横にその旨を明記し、絶対に用紙を持ち出さない。
 - 9)受験者以外は試験場への立ち入りは認めない。
- ④ 試験終了後
- 1)試験終了後は、監督者の指示に従い、指示があるまで席を立たない。

七 成績評価

(ア)履修した科目の成績評価は、原則として試験により行う。

また、そ以外にレポート・実技試験その他担当教員の指定する方法によって行われる場合がある。

- ①評価点は 100 点を満点とし、60点以上を合格とする。
- ②追試験による評価は、得点の 8 割とし、79 点を限度とする。
- ③再試験・認定試験による合格評価は、すべて 60 点とする。
- ④成績評価の結果、合格した科目について所定の単位が認定される。
- ⑤評価の基準
- ⑥成績の発表

(イ)成績は、担任・チューターを通じて本人および保護者に通知する。時期により学生個人にメール配信することもある。

八 台風等の際の休講措置

(ア)警報発表時

高梁地域と次のいずれかの地域(岡山・東備・倉敷・井笠・新見)において、午前7時の時点で「暴風」警報が発表された場合、または、「大雨」警報と「洪水」警報が同時に発表された場合には、全ての授業を休講とする。

また、冬期に「暴風雪」警報が発令された場合にも全ての授業を休講とする。

ただし、発表された警報が、「大雨」警報または「洪水」警報のいずれか1つであっても、岡山県内のJR 山陽本線または伯備線が全面運休している場合には、休講とする。冬期に「大雪」警報が発表された場合も同様に、岡山県内のJR山陽本線または伯備線が、全面運休している場合には休講とする。

(イ)特別警報発表時

高梁地域と次のいずれかの地域(岡山・東備・倉敷・井笠・新見)において、特別警報(種類は不問)が発表された場合は、全ての授業を休講とする。

(ウ)警報解除時

警報が解除された場合には、下記の措置に従うこと。

注)授業・試験中に警報の発表や避難勧告などが発令された場合は、本校の指示に従うこと。休講となった授業については、後日補講を行うので、掲示に注意すること。実習を学外で行っている場合は、学校または実習施設の指示に従うこと。

警報およびJRの状況	暴風	大雨	洪水	暴風雪	大雪	JR運休	授業
	○						休講
		○	○				休講
		○				※全面運休	休講
			○			※全面運休	休講
				○			休講
					○	※全面運休	休講

注)JR運休とは、岡山県内のJR山陽本線または伯備線が全面ストップしている場合をいう。

九 公欠について

- (ア)授業を次のいずれかの事由により欠席する場合は、公欠として取扱う。
(イ)前号により欠席する場合には、すみやかに事務室(教務に関する係)へ届出ることとする。
(ウ)公欠は定期試験受験資格決定上の出席すべき日数に含めない。

欠席理由	内容と期間
1. 学校感染症	学校保健安全法施行規則第 18 条, 第 19 条に規定するもの
2. 就職試験	
3. 忌引	配偶者10日 一親等(父母)7日 二親等(祖父母、兄弟姉妹)3日 三親等(曾祖父母、伯・叔父母)1日

※出席停止となる学校感染症

	感 染 症 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるものに限る)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(3日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病[溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症]

更新・改正の記録

平成30年4月1日制定

平成31年4月1日第1回改正